

令和8年2月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>学校や保育園は、年末年始や夏休み・春休みの前後、なぜ給食を早めに終えてしまうのか。</p> <p>給食施設を動かさないのであれば、外注でもいい。助かる人が大勢いるのではないか。</p>	<p>保育所給食は、こどもの健やかな成長を支える上で、大変重要な役割を担っています。公立保育所等では、徹底した衛生管理のもと、健康の増進や心身の健康な発達に資する安全・安心で栄養バランスの取れた給食を提供できるように努めています。</p> <p>お尋ねの期間については、日常できない調理器具・機器の分解清掃や普段行いにくいような点検業務をはじめ、給食室内の冷蔵庫や食品庫内の在庫管理および大がかりな清掃を行っています。あわせて、長期休暇後に新鮮な生鮮食品やアレルギー対応食など、こどもの安全と健康を最優先する上で欠かせない食材を確保するために事業者との調整が必要であることから、これらに要する期間としてやむなく給食の提供を休止しているところです。</p> <p>保育所給食については、満3歳未満の乳幼児に対して、保育所以外からの調理・搬入が原則認められていないこともあり、休止期間については、保護者の皆様には、御自宅でのお食事の準備など、御負担をお掛けすることとなり申し訳ございませんが、今後とも、こどもたちが安心して保育所等での生活を送れるよう、給食の質の向上や食育の取組に努めていきますので、引き続き御理解、御協力をお願いします。</p> <p>また、本市の学校給食の日程は、学校の行事や年間授業カリキュラム、アレルギー対応の準備期間等を考慮し、前年の12月頃に、全学校と調整の上、学校給食センター運営懇談会で決定しています。</p> <p>現在、始業式後と終業式前は2日あいていることもありますが、来年度は、入学式後と卒業式後を除いて、始業式後と終業式前は1日あけることを基準とするよう見直しをしたところです。</p> <p>本市の学校給食は、大量の食数を継続的、安定的に提供できることから、給食センターで調理する「センター方式」を採用しており、民間業者が調理した弁当を配送する「デリバリー方式」などの導入や併用の予定はございません。</p> <p>長期休暇前後の給食提供のない日は、お弁当の準備など御負担をお掛けしますが、各年度において提供可能な最大限の日数で実施していきますので、御理解、御協力をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【こども若者部 幼児課】 【教育委員会 学校給食センター】</p>

令和8年2月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>アーティストが行うイベントの開催地募集に、草津市も手を挙げてほしい。</p> <p>イナズマロックフェスの会場となっている烏丸半島であれば、機材設営や会場までのシャトルバス輸送なども対応しやすいのではないかと。</p>	<p>本市では、第6次草津市総合計画において、烏丸半島を観光レクリエーション拠点と位置付け、観光振興を図る取組を行っています。</p> <p>御提案のイベントは、他市町での実績からも地元経済への波及や知名度の向上を図ることができ、本市の観光振興を図るうえで有効な手段であると考えています。</p> <p>しかし、当該地ではイナズマロックフェスを毎年開催いただいていますものの、当該地での大規模イベントの実施は、当該地の管理者や周辺の道路管理者等の関係機関・関係者の御理解と御協力が必要不可欠であり、一部の費用負担等の諸課題もあることから、関係機関等との調整や課題解決に向け、検討を行っていきたいと考えています。</p> <p>なお、次年度における早々での応募は叶わないことについて、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【環境経済部 商工観光労政課】</p>
<p>神社の御旅所が、草津市が所有または管理する土地に設置されているのは、政教分離原則や地方自治法に基づく公有財産の適正管理義務に違反しているのではないかと。速やかに違法状態の解消に向けた是正措置を講じてほしい。</p>	<p>御旅所は、草津市の市有地に設置されているもので、草津市公有財産管理規則第21条第1項第6号に基づき行政財産使用許可をしています。使用料は、草津市行政財産使用料徴収条例第2条に基づき、土地の評価額を用いて算定した使用料を徴収しています。</p> <p>当該御旅所は長年広く地域住民に利用されることで地域に根付いており、また、上記の通り使用料も徴収していることから、設置に関して、御指摘のような市から援助や支援にあたるような便益の提供はないと認識しています。よって、移設・撤去等の措置を講じる必要のないものと考えていますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【建設部 草津川跡地整備課】</p>

令和8年2月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>草津市指定ごみ袋引換券の配布について、利便性向上と行政事務の効率化を図るため、代替手段を導入してほしい。</p> <p>①郵送による交付申請の一般化(オンライン申請との併用)</p> <p>②コンビニエンスストア・キオスク端末での発行</p> <p>③デジタル引換券(スマートフォンアプリ等)の導入</p> <p>④土日・祝日における交付窓口の開設</p>	<p>市では、草津市指定ごみ袋の引換券の配布において、特に町内会やマンションの管理者等から交付を受けておられない方については、窓口で交付しています。その際、2か月間の特別会場の設置や、個別事情により開庁時間外での受け渡し等、利便性の向上に努めているところです。</p> <p>御提案の「①郵送による交付申請の一般化(オンライン申請との併用)」については、平日の日中に市役所へ行くことが困難な方々の御事情を勘案しながら、御提案いただきました個人負担による郵送対応について検討していきます。</p> <p>「②コンビニエンスストア・キオスク端末での発行」および「③デジタル引換券(スマートフォンアプリ等)の導入」については、コンビニエンスストア等でマイナンバーカードを利用して住民票等を取得できるサービスは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が定めたコンビニ交付システムのインターフェース仕様に準拠したシステムを各自治体で導入・運用を行っており、本市単独での変更・改修が出来ないものとなっています。また、スマートフォンアプリ「さんあ〜る」につきましても、現在本市で導入しているアプリの仕様上、「デジタルクーポン」等の機能が搭載されていないことから、引換券をアプリ上で配信することは困難です。今後、上記システム等の改修や見直しの際には、改めて検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>「④土日・祝日における交付窓口の開設」については、上記の通り、開庁時間外での受け渡しを行っていることから、あらかじめ御連絡をいただければ、クリーンセンター等でのお渡しが可能です。</p> <p>引き続き、より利便性の高い手法の検討にあたり、情報収集等に努めていきますので、今後とも、本市の廃棄物行政に御理解、御協力をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【環境経済部 資源循環推進課】</p>

令和8年2月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>現行の「ごみステーション収集方式」から、各家庭の玄関先等で収集を行う「戸別収集方式」への移行に向けて、調査や実証実験の拡大、実施計画の策定をしてほしい。</p>	<p>本市のごみ収集は、ステーション方式を採用しています。採用の理由は、コストや時間をかけずに一度に多量のごみを効率的に収集できることや、収集ルートが効率的で収集車両の停車時間が短く地域の交通の妨げになりづらいこと、また、収集車両の通行が困難である道幅の狭い道路事情にも対応できること等であり、多くの自治体で採用されている収集方式です。今後も、現在のステーション方式を基本としながら、高齢者や障害者などごみ出しが困難な世帯に対し、安心して生活が送れるようごみ出し支援を行っていきます。</p> <p>戸別収集の実証実験は、現在のところ、本市での計画はございませんので御承知ください。</p> <p style="text-align: right;">【環境経済部 資源循環推進課】</p>
<p>滋賀医科大学からまめバスを使用した。椅子に体勢を保って乗ることが困難で、大変恐怖を感じた。運転手によっては荒い運転をする。安全に乗れるよう配慮してほしい。</p>	<p>まめバスの運行について、御迷惑をお掛けし申し訳ございません。</p> <p>公共交通であるまめバスについては、とりわけ思いやりのある安全運行が求められることから、運行事業者に対して、全運転手が丁寧な運転を徹底するよう指導をさせていただきました。</p> <p>今回の御意見を踏まえ、運行事業者とともに、いつでも誰もが安全で安心して御利用いただけるバス環境を目指していきますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【都市計画部 交通政策課】</p>
<p>市役所の市民用駐車場を、16時から17時の間に退勤する職員が、通勤目的で継続的に使用している。事実関係を確認し、必要に応じた是正対応をしてほしい。</p>	<p>いただいた内容をもとに、職員が立ち合い調査を行った際には、16時から17時の間に退勤する職員が市の駐車場（平面・立体）を利用している事実は確認できませんでした。御案内のとおり、市の駐車場は市役所等を御利用される方のための駐車場であり、開庁時間以外の公務利用や一部の例外（怪我や疾病などにより歩行での出勤が困難な場合など、申請に対して一時利用を認めた場合等）を除き、職員の利用は認めていません。</p> <p>本件に関しては、所属長を通じて、所属職員へ市駐車場の適正利用について改めて注意喚起を行うとともに、今後、もしも職員による不正な利用を発見した場合は、厳正に対処しますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部 職員課】</p>

令和8年2月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>草津市では、水道使用料が2か月で20 m³までは一律料金になっている。我が家は2か月で10 m³未満なので、節水のモチベーションにつながらない。最初の1 m³から、1 m³単位で料金計算をする自治体もある。料金設定を変更してはどうか。</p>	<p>本市では、2箇月あたりの使用水量が20 m³以下の場合については、定額の基本料金として定めさせていただいております。基本料金につきましては、浄水場や水道・下水道管施設の整備や維持管理、下水道の汚水処理に必要な経費等の財源として、使用者の皆様にご一定額の御負担をお願いしているものです。</p> <p>なお、御紹介のありました各自治体における料金設定につきましては、自治体ごとに所有する施設・設備や経営状況を基に算定のうえ、設定されているものと推察いたしますが、今回いただきました貴重な御意見につきましては、今後の料金検討を行う際の参考とさせていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【上下水道部 上下水道総務課】</p>